

お知らせ

なんたん

発行
南丹市

第284号

平成29年
11月10日発行

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

目次 (ページ)

- ・お知らせ(1~3)
- ・人材募集(3)
- ・相談会(4)
- ・子育て支援(催し)(4~5)
- ・新刊図書のご案内(5)
- ・催し(6~8)
- ・八木・日吉・美山地域情報(8)
- ・特別広報(9)
- ・なんたんテレビ番組表(10)

お知らせ

固定資産税(宅地)の評価方式の統一について

固定資産税の土地と家屋の評価は、3年に一度評価替えが行われます。南丹市では平成30年度の評価替えに合わせて、市内の市街化調整区域および白地区域にある宅地(宅地に比準する雑種地を含む)の評価方式を、道路格差率方式に統一します。

道路格差率方式とは、状況が類似する地区ごとに設定した標準的な宅地に沿接する道路を基準として、各地区内の道路の条件により格差率を設定し、その格差率および間口の長さ、奥行、不整形の程度などを考慮して各土地の評価を行います。今回の評価替えでは、地価の変動や道路格差率の設定により宅地の評価額は変わることになります。

新たな評価額は、平成30年3月末に決定し、平成30年

度の固定資産税の計算に用います。詳しい明細は平成30年5月にお送りします。(平成30年4月以降、税務課などの窓口で自己の所有分について評価額の閲覧ができます)

☎税務課 ☎(0771)68-0004

平成30年度から税金の納め方が変わります

納税義務者へのサービス向上や事務の効率化を目的に、市税の納期・納税通知の方法を、現在の「集合徴収方式(市府民税、固定資産税・都市計画税をまとめて徴収)」から全国標準の「税目別徴収方式」に改めます。

「税目別徴収方式」では、市府民税と固定資産税・都市計画税を別々に徴収し、それぞれに納期を設定します。これにより要望の多かった市府民税(普通徴収)と固定資産税・都市計画税のコンビニエンスストアでの納付が可能になります。納付回数は、これまでの10回から4回に変更となります。

●納期など

平成29年度(今年度)まで(集合徴収方式)

税目	納付回数	納付月
市府民税 固定資産税 都市計画税	10回	6月~3月



平成30年度(来年度)から(税目別徴収方式)

税目	納付回数	納付月
市府民税 (普通徴収)	4回	6月、8月、10月、12月
固定資産税 都市計画税	4回	5月、7月、9月、11月

※年間の納税額が変わるものではありません。

※市府民税を年金や給与から天引き(特別徴収)いただいている方は、納期や回数の変更はありません。

※詳細は、広報なんたん8・9月号(Vol.84)をご覧ください。

☎税務課 ☎(0771)68-0004